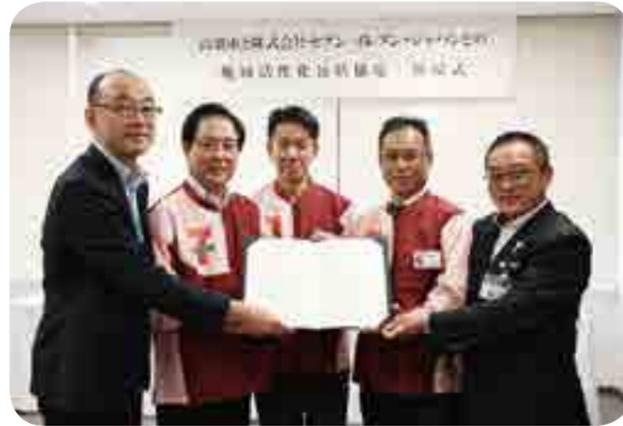


9月15日 吹屋ふるさと村(成羽町)
ベンガラのまちがにぎわう



観光客らを魅了した「吹屋小唄踊り」
「吹屋ベンガラ灯り」(中野吹屋青年団主催)が開催されました。
陶製の手作り灯籠が立ち並ぶ吹屋の町並みに、吹屋小唄の歌声と三味線、尺八の音色が響き、ベンガラ色に染められた浴衣姿の踊り手がしなやかに、黒装束の踊り手が力強く踊りました。

9月14日 高梁市役所(松原通)
連携して地域活性化に取り組む



市内店舗のオーナーも出席
買い物困難者の支援や高齢者の就労支援、災害時の物資供給など連携した取り組みを進めていくため、「地域活性化包括協定」を(株)セブンイレブン・ジャパンと締結しました。
この協定により、自動体外式除細動器(AED)の設置や広報紙を店舗に置くなど、市民サービスの向上につなげていきます。

10月6日 平松政次球場(松原町)ほか
優勝を目指して白球を追う!



健闘を誓う選手宣誓
「第25回平松政次旗学童軟式野球大会」(高上川学童軟式野球連盟主催)が開催されました。
開会式に先立ち、本市出身で元プロ野球選手の平松政次さんの功績をたたえ、「神原スポーツ公園野球場」の愛称を「平松政次球場」と命名し看板除幕式を行いました。

9月22日 高梁市図書館(旭町)
来館者数が100万人を突破!



100万人目が来館
高梁市図書館の来館者数がオープンから100万人を突破しました。100万人目の来館者となった吉備国際大学の間明瀬奈さんと小山裕美さんに、花束と記念品を贈呈しました。また、市内の小学生や来館者などが未来への想いを記入して作成した「復興の樹」も披露されました。

医療費などの一部負担金を免除

被災した人は、医療費の一部負担金と介護サービスの一部利用料が免除になります。すでに支払っている場合は、申請により還付を受けることができます。

対象 高梁市国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険に加入し次のいずれかに該当する場合
①住家の全半壊、床上浸水、またはこれに準ずる被災をした
②主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った
③主たる生計維持者の行方が不明である
④主たる生計維持者が業務を廃止、または休止した
⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない

対象期間 10月末診療(利用)分まで
還付申請に必要な書類 被保険者証、領収書、り災証明書の写し、事実が確認できる書類(②③⑤の場合)、印鑑、口座番号が分かるもの(通帳など)
受付場所 医療連携課、介護保険課、各地域局、各地域市民センター
※一部還付の対象外になるものがあります。
医療連携課 ☎(21)0258
介護保険課 ☎(21)0299

被災事業者への支援制度

高梁市雇用安定助成金事業

被災した中小企業などの雇用の安定・維持を図るため、国の雇用調整助成金に併せて助成します。

対象 国の雇用調整助成金の交付決定を受けた市内に事業所などを有する法人、または個人事業者
助成額 国の雇用調整助成金のうち、休業に係る交付決定金額の3%(1000円未満切り捨て)
助成期間 国の雇用調整助成金の交付決定ごとに6判定基礎期間まで
申請時に必要なもの 高梁市雇用安定助成金交付申請書、国の雇用調整助成金の支給申請書および助成金算定書の写し、り災証明書の写し、納税証明書

受付期間 国の雇用調整助成金の交付決定日から3カ月以内



高梁市中小企業等
再建補助金交付事業

被災して事業の継続が困難な中小企業などが、施設設備の原状回復に活用できる補助制度です。

対象 市内に住所を有する個人事業者または市内に主たる事業所もしくは事務所を有する法人(市税を完納し、り災証明を受けていること)
※国や地方公共団体などから補助金の交付を受けている場合は対象になりません。

補助額 建物などの修繕、建物などに付属する設備の修繕・更新、機械装置(付属の工具備品を含む)や備品の修繕または購入、その他市長が必要と認める経費(15万円以上)
※損害保険金などが支払われている場合は補助対象経費から差し引きます。
補助対象額 補助対象経費の3分の1以内(上限額30万円)

申請書類 中小企業等再建補助金交付申請書、対象経費積算書、経費積算の元となる見積書などの写し、り災証明書の写し、その他市長が必要と認める書類
※被災状況が分かる写真や見積書、領収書などは保管しておいてください。

復旧融資利子補給金交付事業

被災した市内の中小企業などの復興支援を図るため、制度融資などを利用した事業所へ利子を補給します。

対象 ①市内に住所を有する個人事業者 ②市内に主たる事業所もしくは事務所を有する法人 ③市が工業団地を設けて市内に誘致した法人
対象融資 平成30年7月5日から平成31年1月31日までに受けた次の融資
○岡山県危機対策資金(危機関連および知事特認)
○日本政策金融公庫(災害復旧貸付)
○商工組合中央金庫(災害復旧資金)

補給率 1.0%以内
融資限度額 1企業3000万円(融資を2種類以上借受した場合は合算した額)
対象期間 払込開始月から3年間
申請期間 毎年12月末までに支払った利息を翌年3月末までに申請
申請要件 市税を完納し、り災証明を受けていること

※事務所を市外に移転した場合や事業を廃止した場合はその日が終期となります。
産業観光課 ☎(21)0229